

第6回オンライン説明会（6月30日）Q & A

No.	分類	質問	回答
1-1	支援事業（補助金）	旅客船と遊漁船を兼業している業者が、安全設備搭載の際に国土交通省の助成を受けている場合がある。この場合には水産物の採捕報告などの要件がないため、助成する監督庁が違うとはいっても、整合性がないように思われ、不公正ではないか。	旅客船については、海上運送法第二条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶（物のみの運送の用に供する船舶を除く）を指します。 遊漁船については、遊漁船業の適正化に関する法律第二条第2項に規定する船舶を指します。 旅客船であれば、国土交通省の補助対象となりますが、遊漁船であれば、水産庁の補助対象となります。
1-2	支援事業（補助金）	N P O 法人水産業・漁村活性化推進機構が実務を執り行う業者を公募した際に、（一社）海洋水産システム協会を含めて何件の応募があったか。	1件と承知しています。
1-3	支援事業（補助金）	遊漁採捕報告システムを使えない事業者の場合、本事業の対象とならないのか。 全ての事業者がシステムを使えるとは限らない。	原則として遊漁採捕量等報告システム（ https://www2.yugyo-saihoryo.jp/ ）から報告していただくこととしていますが、システムへのアクセスが困難な場合は遊漁船の利用者から報告をしていただくか、遊漁船業者から書類により報告をしていただくこととしています。報告書の様式は海洋水産システム協会のHP（ http://www.systemkyokai.or.jp/ ）に掲載していますので御確認ください。
1-4	支援事業（補助金）	助成対象機器の3社の見積書は、ネット販売業者3社の各販売ページのコピーでよいか。	見積書には様式を設けていないため、購入を御検討されているECサイト等のスクリーンショット等を見積書とすることに妨げはありません。他方、一般に代理店等から取得するような見積書と同様に、 ・製品の情報（型式等）の情報が特定できること ・価格が確認できること ・代理店（Webサイト）を特定できること ・税抜き価格が確認できること ・工事や設置、運送費等が含まれる場合、その内訳が確認できること 等が必要となります。 なお、当該ECサイトにおいて、交付申請以降に安全設備の価格が変動していても、交付決定の額が補助金の上限額となります。
1-5	支援事業（補助金）	20 t 未満で沿海区域を航行する遊漁船について、最低水温20℃未満の時期もあれば、20℃以上の時期もある場合は助成対象外か。	補助の対象となります。
1-6	支援事業（補助金）	法定無線設備として、業務用無線でなくても衛星電話も認められるとのことだが、衛星電話の通信料や回線維持費も負担してくれるか。	遊漁船安全設備導入支援事業では、無線設備にかかる通信料や回線維持費は補助対象とはなりません。なお、衛星電話については、業務用無線とは違い、汎用性が高く補助の対象なりません。
2-1	義務化全般	遊漁船への安全設備等の搭載の義務化後に安全設備を搭載していなかった場合、どのような罰則があるか。	船長又は船舶所有者に対して、1年以下の拘禁刑又は50万以下の罰金がございます。
2-2	義務化全般	国交省説明資料4ページの安全設備の適用関係について、船舶検査証書の航行区域が限定沿海となっているが、愛知県周辺の（最低水温10℃未満が存在しない）平水区域のみで遊漁船業を行う場合に船舶検査証書の航行区域を平水区域に変更すれば、法定無線設備のみ対象となる理解でよいか。	船舶検査証書上、旅客定員が12人以下で航行区域が沿海区域とされている中、愛知県周辺の平水区域でのみ遊漁船業を行う場合、法定無線設備のみ義務がかかります。 基本的には業務用無線又は衛星電話を搭載いただくこととなりますが、携帯電話のサービスエリア内で航行する場合に限り、携帯電話を法定無線設備とすることが出来ます。 遊漁船としての航行区域を平水区域に限定する場合、遊漁船業としては平水区域に限る旨の記載が船舶検査証書に記載されます。
2-3	義務化全般	国交省説明資料4ページの安全設備の適用関係について、「河川、湖、港内のみを航行する船」の港内というのはどのような場所を示しているのか。	港内とは、港則法に掲げる港の区域のほかに、社会通念上港として認められる区域内を指します。なお、港湾法又は漁業法に基づく港の区域は、社会通念上港として認められる区域とみなして差し支えありません。

2-4	義務化全般	「2.2トン、6.34m、乗客定員7人、沿海区域（沿海5マイル）」の三重県志摩市の遊漁船の場合、法定無線設備、非常用位置等発信装置、隔壁の水密化等を設置しないでの営業はいつまで可能か。 また、遊漁船の安全設備等の義務化後も営業する場合に最小限必要な設備は何か。	現時点、遊漁船に対する義務化の適用日は決まっていますが、義務化適用後は旅客船同様の経過措置を設けることを考えております。 法定無線設備であれば、義務化適用後の最初の間中検査又は定期検査までに搭載していただくことになります。法定無線設備として、業務用無線又は衛生電話を搭載いただくことになります。 非常用位置等発信装置や隔壁の水密化等については、義務化適用後の最初の定期検査までに搭載していただく必要があります。非常用位置等発信装置としてAIS又はEPIRBを搭載し、隔壁の水密化等として警報装置及び排水設備を搭載していただくことになります。
2-5	義務化全般	平水区域のみで運航する場合、どのような設備が必要か。	平水区域のみ航行する場合、4つの安全設備等のうち、法定無線設備と救命いかだ等については搭載義務がかかります。 法定無線設備については、業務用無線又は衛星電話を搭載いただくことになりますが、平水区域のみを航行する場合であって、携帯電話のサービスエリア内で航行する場合に限り、携帯電話を法定無線設備とすることが出来ます。 救命いかだ等については、最低水温が10℃未満の時期を航行する場合は救命いかだ等の搭載義務がかかります。他方で、最低水温10℃未満の時期に航行しないなど、救命いかだ等の搭載しない方法もございます。
3-1	法定無線設備	国交省説明資料4ページの安全設備の適用関係について、法定無線設備を携帯電話とする場合に無線施設免除申請書の提出手順を教えてください。	遊漁船に対する義務化適用後、最初の間中検査又は定期検査のタイミングで検査機関に無線施設免除申請書を提出いただくことになります。 当該検査前に検査機関と相談するタイミングがあるかと思しますので、その際に詳しい手順をご確認いただければと思います。
3-2	法定無線設備	無線設備は国際VHF無線機のハンディタイプ（出力5W）でもよいか。 また、法定無線設備の製品が分かるページがあると安心できる。	航行区域が2時間限定沿海区域又は平水区域であって、海岸局の通信エリア範囲内であり、常に直接陸上との間で船舶の運航に関する連絡を行うことが出来る場合には、法定無線設備として使用することが可能です。 なお、法定無線設備として使用するにあたって、電波法に基づく無線局免許等の手続きが必要です。 法定無線設備の製品について、国交省説明資料15ページを参照していただき、製品リストをご確認いただければと存じます。
3-3	法定無線設備	海岸局設置について、個人での遊漁船を営んでいる場合、漁協等に参加出来ないで漁協の海岸局を利用できないと思うが、どうすればよいか。	法定無線設備として、必ずしも業務用無線を搭載していただく必要はないため、既存の海岸局インフラが活用出来ないということであれば、衛星電話の搭載をご検討いただくようお願いいたします。 なお、自ら海岸局を開設する場合には、日本マリン無線協会に海岸局開設の流れをお問合せいただく等の対応が可能です。 （日本マリン無線協会の連絡先：03-6433-9839）
4	救命いかだ等	平水区域を航行する場合は水温10℃以下の時期でも救命いかだ等は搭載なくてよいか。	平水区域を航行する場合であっても、最低水温10℃未満の時期を航行する場合は救命いかだ等の義務がかかります。
5-1	救命いかだ等の搭載を要しない方法④	救命いかだ等の搭載を要しない方法について、不沈性・安定性を有する構造とは具体的にどのような構造か。	国交省説明資料33ページの記載もご参照いただき、ご自身の船舶が当該構造を有するかについては、建造した造船所や、最寄りの検査機関へご相談ください。検査機関の連絡先は国交省説明資料64～66ページに掲載しています。
5-2	救命いかだ等の搭載を要しない方法⑤	愛知県の限定沿海を航行する船舶で遊漁船登録を受けている。 水温20度未満の時期は母港から5海里以内で操業するとして、20℃以上の時期は5海里以上の場所で操業する場合は救命いかだ等の搭載は必要ないということでしょうか。	ご認識のとおり、愛知県周辺では15℃～20℃未満の時期があります。そのため、当該期間は母港から5海里以内に航行区域を制限することで、救命いかだ等の搭載は不要となります。（20℃以上の期間は航行区域の制限なく、操業可能です。）
6	その他	リーフレットに記載されているLINEの釣果登録アプリなど各リンクが「ページが見つかりません」と表示される。	遊漁採捕量等報告システムについては、こちらのURL （ https://www2.yugyo-saihoryo.jp/ ）から報告サイトにアクセス可能です。